

水産物部関係団体各位

札幌市中央卸売市場
市場長 片貝 太

新型コロナウイルス感染防止に係る取引方法等の変更について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまで卸売場でのマスク等着用義務化や取引方法の変更（せり取引を入札又は相対取引へ変更）などの対策を講じてきたところです。

水産物部の取引方法においては、感染防止の観点からせり取引の入札又は相対取引への変更を継続して行ってきましたが、最近では市内の感染者数が一定程度に収まっており、本市の感染症対策本部会議において、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指す取組について検討するよう求められているところであります。

つきましては、上記の状況を踏まえて、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、水産物部の取引方法の一部を下記のとおり変更することといたします。

水産物部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 取引方法の変更について

令和 2 年 3 月 7 日（土）より実施している取引方法の変更（せり取引を入札又は相対取引に変更）に伴い、入札又は相対取引で行われている下記の品目について、せり取引を再開します。

※ 取引関係者から感染者が発生した場合や今後の感染状況によっては、せり取引を中止し、入札又は相対取引に戻すこととします。

2 せり品目及び数量

- (1) 品目：本まぐろ
- (2) 数量：せりを行う数量は最低 10 本とし（上場数量が 10 本以下の場合は全量せりを行う）、上場数量が 34 本以上となる場合は、3 割を目途にせりを行うこととする。（上場数量のうちせり取引以外の数量は入札とする）

3 せり開始時間及び入札開札時間

- (1) せり開始：6 時 0 0 分
- (2) 入札開札：6 時 1 5 分

4 取引方法等の変更期間

7 月 2 0 日（月）～8 月 2 9 日（土）まで

※ 8 月 3 1 日（月）以降の取引方法等の見直しについては再検討します。

5 まぐろ売場への入場制限等

- (1) 卸売業者：せり人、マイク、確認書記載者（フェイスシールドとマスクを着用）、卸売業者の責任者 1 名（マスク着用）とする。

- (2) 仲卸業者：各せりに2名（マスク着用）とする。
- (3) 密集・密接状態を避けるため、小売業者及び卸売業者、仲卸業者の上記（1）（2）以外の者はせり開始から終了まで、まぐろ売場への入場を禁止する。
- (4) せりに参加する者は、密集状態にならないよう一定の距離を保つこと。
- (5) せり終了後に、まぐろ売場へ入場する際はなるべく密集状態を作らないとともに近距離で会話をしない。

6 その他遵守事項等

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者等は卸売場に入場する場合は、帽子及び標識、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）を着用する。守られない場合は、卸売場に入場することはできないものとする。また、繰り返し注意しても守られない方については、処分も含めて対応を検討します。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (5) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、7月16日（木）時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。